

6. 情報処理学会一般規則の改訂について（改訂該当箇所のみ）

11. 5. 20 制定 11. 7. 28 改訂
12. 9. 27 改訂 14. 5. 20 改訂

現 行	改訂案	備 考
<p>第2章 会員および会費</p> <p>（賛助会員）</p> <p>第6条 本会の目的事業を賛同する者、または団体とする。</p> <p>（準会員）</p> <p>第7条 理事会で承認した、正会員、学生会員、賛助会員以外の者で、本会に入会する者とする。</p> <p>（年会費等）</p> <p>第8条 年会費と会誌の配布は次の通りとする。</p> <p>(1) 正会員の年会費は9,600円とし、会誌を配布する。</p> <p>なお、協力協定締結学会正会員の年会費は、当該協力協定に従った割引率を適用し、会誌を配布する。</p> <p>正会員のうち、在会40年を経過し理事会で承認された会員は、年会費を免除とし、会誌はWeb購読とする。</p> <p>第3章 役員および職員</p> <p>（理事の職務および分掌）</p> <p>第12条 理事は、定款第20条に定める通り、理事会を組織し、定款に定めるもの、および総会決議事項以外の事項について決議し執行する。理事の分掌事項は会長が定めるが、原則として次により、当該分野の活性化を通じて本会目的の達成に努める。</p>	<p>第2章 会員および会費</p> <p>（賛助会員）</p> <p>第6条 <u>賛助会員は、</u>本会の目的事業を賛同する者、または団体とする。</p> <p>（準会員）</p> <p>第7条 <u>準会員は、</u>理事会で承認した、正会員、学生会員、賛助会員以外の者で、<u>別に定める規定により</u>本会に入会する者とする。</p> <p>（年会費等）</p> <p>第8条 年会費と会誌の配布は次の通りとする。</p> <p>(1) 正会員の年会費は9,600円とし、会誌を配布する。</p> <p>なお、協力協定締結学会正会員の年会費は、当該協力協定に従った割引率を適用し、会誌を配布する。</p> <p><u>正会員のうち、在会40年を経過した会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。この場合の年会費の減免と会誌の配布の扱いは別に定める。</u></p> <p>第3章 役員および職員</p> <p>（理事の職務および分掌）</p> <p>第12条 理事は、定款第20条に定める通り、理事会を組織し、定款に定めるもの、および総会決議事項以外の事項について決議し執行する。理事の分掌事項は会長が定めるが、原則として次により、当該分野の活性化と<u>社会貢献</u>を通じて本会目的の達成に努める。</p>	<p>漏れていた主語を加えた。</p> <p>漏れていた主語と対象範囲を規定した文言を加えた。</p> <p>40周年記念事業の一環としての40年会員に対する年会費免除の扱いを、本人からの申請による年会費減免に改めた。</p> <p>学会活動を社会貢献に繋げることは、全ての理事に共通の事項であることから、事業担当理事の分掌から移行した。</p>

- (1) 総務：定款・規程，總會，理事会，歴代会長会，支部，渉外事項に関する事項，事業計画および事業報告の集約，会員に関する事項，役員選出に関する事項，事務局の人事・待遇，その他の理事の分掌に属さない事項
- (7) 事業：全国大会・FITおよび講習会等に関する事項，協賛・後援に関する事項，学会の社会貢献に関する事項
- (9) 情報化：学会の情報化の企画・運用に関する事項

第4章 会誌および出版

(定期刊行物)

第16条 毎月1回，会誌「情報処理」を発行するほか，「会員名簿」を3年ごとに発行する。

第6章 支部

(理事会への提出事項)

第35条 支部長は，毎年2月中に次年度の事業計画案および予算案を理事会に提出する。また，毎年支部総会終了後審議可決された結果を速やかに理事会に報告する。

なお，支部総会は，本会の総会開催日前に開催しなければならない。

第7章 雑則

(会計帳簿，書類)

第39条 会計の収支原簿および証拠書類の取り扱いは，別に定める会計規程により，これを保存しなければならない。なお，情報規格調査会，山下記念研究賞，坂井記念特別賞は特別会計とする。

- (1) 総務：定款・規程，總會，理事会，歴代会長・名誉会員会，支部，渉外事項に関する事項，事業計画および事業報告の集約，会員に関する事項，役員選出に関する事項，事務局の人事・待遇，その他の理事の分掌に属さない事項
- (7) 事業：全国大会・FITおよび講習会等に関する事項，協賛・後援に関する事項
- (9) 電子化：学会の電子化の企画・運用に関する事項

第4章 会誌および出版

(定期刊行物)

第16条 毎月1回，会誌「情報処理」を発行する。

第6章 支部

(理事会への提出事項)

第35条 支部長は，毎年1月中に次年度の事業計画案および予算案を理事会に提出する。また，毎年支部総会終了後審議可決された結果を速やかに理事会に報告する。

なお，支部総会は，本会の総会開催日前に開催しなければならない。

第7章 雑則

(会計帳簿，書類)

第39条 会計の収支原簿および証拠書類の取り扱いは，別に定める会計規程により，これを保存しなければならない。

歴代会長会は名誉会員を含めて行うように改めた。

社会貢献に関する事項を，第12条の条文に移行した。

所轄委員会の名称に合わせた。

会員名簿はその他の出版物と同等の扱いであるため，機関誌と同列の一般規則の本条からは削除した。

支部長会議の開催月の変更に合わせて修正した。

特別会計の扱いは会計規程に規定されるため，一般規則の本条からは削除した。